

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害救助費等負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度・平成25年度	担当課室	総務課災害救助・救援対策室	藤原 禎一			
会計区分	一般会計	政策・施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・災害救助法第36条 ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)第168条第2項	関係する計画、通知等	・災害救助費の国庫負担について ・災害救助費等負担金(国民保護訓練経費)の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	(災害救助費) ・災害に際して、国が地方公共団体等の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。 (国民保護訓練経費) ・国民保護法第42条第1項の規定に基づき、地方公共団体における武力攻撃事態等への対処能力の向上を図ることを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	(災害救助費)別添のとおり (国民保護訓練経費) ・武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に行うための救援に係る訓練を実施する。 (1)訓練に係る費用は地方公共団体が支弁 (2)地方公共団体の職員の給料等、国民保護法施行令第51条で定める費用を除き、国が負担(補助率 10/10)						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算の状況	当初予算	202	202	202	202	-
		補正予算	30099	1877	643		
		繰越し等	101	361			
		計	30402	2439	845	202	-
	執行額	30401	2439	829			
執行率(%)	100%	100%	98%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	災害救助法に基づき、災害に際して地方公共団体等が行った災害救助等に要する費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	災害救助法の適用市町村数	活動実績 (当初見込み)	市町村数	18	68	43	-
				-	-	(-)	(-)
単位当たりコスト	-	算出根拠	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 個別の救助メニューの国庫補助平均額等、工夫して何らかの数値を記載願います →災害救助費等負担金は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対して応急救助を実施するためのものであり、現時点においてこの費用を見込むことはできないことから、単位当たりコストを算出することは不能である。 また、災害の規模や程度により所要額は大きく異なることから、過去の国庫補助平均額を記載することは適当ではない。 </div>				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	災害救助費	200	-	平成25年10月から内閣府へ移管予定のため。			
	国民保護費	2	-				
計	202	-					

事業所管部局による点検					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、避難所の設置等の応急救助を実施するものであり、東日本災害救助法の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-		
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	災害救助に必要な費目に限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-		
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	例えば、近年の補正予算による追加財政需要等にも触れ、必要最低限の予算額である旨御説明願います。	
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名		
点検結果	<p>本事業は、災害に際し、現に救助を必要とする者に対し、応急救助を実施するものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また救助に当たっては法に基づき、適切に行われている。</p> <p>なお、災害救助費等負担金は、災害に際し現に救助を必要とする者に対して応急救助を実施するためのものであり、予め正確な所要額を見込むことはできないことから、当初予算額では必要最低限度のみを計上しており、不足額については補正予算等において対応している。</p>				
外部有識者の所見					
外部有識者点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
-					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
-					
備考					
本事業は、平成25年10月から内閣府へ移管予定。					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年		平成23年	388	平成24年	336

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
829百万円

①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県に対し、災害救助法第36条に定める国庫負担額
②国民保護法第168条第2項に基づく訓練費用(救援)に係る国庫負担額を交付



【補助】

A 12道府県
①災害救助法に基づく救助を実施した都道府県
829百万円

※千葉県分16百万円は東日本大震災分として執行(23年度災害救助費負担金の精算に伴う追加交付分)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.熊本県			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
災害救助費	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	277			
計		277	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	熊本県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	277		
2	福岡県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	182		
3	茨城県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	172		
4	新潟県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	164		
5	鹿児島県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	47		
6	大分県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	46		
7	京都府	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	37		
8	千葉県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	16		
9	和歌山県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	11		
10	栃木県	災害救助法に基づく救助(避難所の設置等)	8		